



いかり

康雄

レポート

議会改革編

まちづくり
街を創る職人



No.3

市民が「主役」の市議会に！

市議会は、活動内容についての情報を幅広く発信し、市民の声を取り入れながら行動する必要があります。市民感覚にもとづいた議会改革は全国的な流れであり、川口市議会の取り組みは遅れていると言わざると言えません。

市民の信頼を回復するためには、議会の活動を透明化するとともに、議会の機能強化のための改革が急務です。議会がその期待される役割を果たしていけば、市政はより効果的なものとなり、市民生活の向上につながります。

市民とともに考える議会へ

市議会は、二元代表制のもとで、市長の活動をチェックする役割が期待されています。市長とともに市政の重要事項を決定する重要な機関です。そのために、民意を代表する機関として、常に市民の意見を反映させることが必要です。

無駄のない議会へ

市議会の活動内容が市民の眼には見えません。市民の声が市政に反映されているという実感が持てないため、市議会に対する不満や無関心が広がっています。また、政務活動費や議員視察のあり方などを見直し、議会支出の無駄を省いて、より効率的な議会運営を行っていくことが急務です。

議会の活性化に向けて

議会に関する情報公開を積極的にすすめ、議会への市民の参加の機会を拡充し、議会本来の機能を取り戻すことが求められています。慣例にとらわれずに市議会のあり方を見直し、市民に信頼される身近な議会づくりをしていくために、議会の政策能力強化をめざします。

いかりやすお

【碓康雄のプロフィール】

川口市生まれ（51歳）

川口市立芝南小学校、川口市立芝中学校、
埼玉県立浦和高等学校、早稲田大学政治経済学部卒業
環境学修士（ヨーク大学・カナダ）、Ph.D=政治学博士
（北イリノイ大学・アメリカ）

民間シンクタンクで、環境問題・まちづくりなどの調査・研究に従事。地元では、環境問題・まちづくりに取り組むNPOなどで幅広く市民活動に取り組んでいる。

平成23年4月 川口市市議会議員選挙に挑戦。100票差で涙を飲む。

元川口市自治基本条例策定委員会委員、元川口市協働推進条例策定委員会委員、元川口市環境審議会委員

討議資料

平成26年（2014年）9月

〒333-0866 埼玉県川口市芝2-8-2

TEL：048-268-2696

FAX：048-437-5585

EMAIL：coms@ikari2010.com

聞かせてください、あなたの声を！



市民目線で議会を改革 ～取り組む課題が山積～

明日の
川口のために！

1 市民が「主役」の議会へ

・**すべての会議のネット中継** 本会議で実施されるようになったインターネット中継は、議場に行かなくても傍聴でき、過去の会議を検索して閲覧することができます。中継の対象を委員会に広げることにより、より身近な議会を目指します。

委員会の議事録は、情報公開条例によって請求をしなければ開示されず、発言した議員の氏名が墨塗りされて開示されるのが現状です。議会運営は、慣例にとらわれず市民の目線で改革が必要です。

・**傍聴者への基本的資料の提供** 議会の傍聴に行っても、議員に配布されているものと同様の資料が配布されていないため、議場での議論の理解が難しくなっています。市民に十分な情報を提供していきます。

議会基本条例の制定を

地方議会の運営の原則を定める条例で、議会と議員の活動原則や市民参加の推進などを規定します。議会での議論を活発にし、開かれた議会づくりが進めることが期待できます。議会基本条例は、全国で518市町村(2013年末)、県内では、さいたま市、所沢市、鶴ヶ島市、久喜市、和光市など12市町で制定されています。

・**市民に対する情報提供の強化** 議会で何が議論され、どう対応したかについて市民に報告する「議会だより」の発行を目指します。埼玉県内で、議会だよりを発行していないのは、川口市を含め3市町村だけです。

議員と市民が意見交換する「議会報告会」を開催、請願・陳情における市民の提案説明など、議会に対する意見表明の機会を拡充します。

・**議案に対する議員の賛否の公開** 市民の代表である議員が議案に対してどのような意思表示をしたかは、代表制民主主義における重要な情報です。しかし、川口市議会では、各議員の賛否を確認せず、「賛成多数」で議決するケースが多くなっています。すべての議決の際し賛否を確認し、公表することが求めています。

川口市議会の改革は遅れている—全国の市との比較

	改革の内容	実施している自治体	川口の現状
討議の在り方について	一般質問での一問一答	596 (78.2%)	○
	首長等の反問(逆質問)	261 (34.5%)	×
	議員間の自由討議の規定	230 (30.2%)	×
市民参加について	市民による請願陳情の提案説明	427 (56.0%)	×
	市民と直接対話する議会報告会	330 (43.3%)	×
公開・説明責任	議員に配布しているものと同じ資料の提供	203 (26.6%)	×
	予算決算を審議する委員会の動画のネット配信	60 (7.9%)	×
	議案に対する賛否の公開	421 (42.1%)	×

他の多くの市で改革が進んでいますが、川口ではほとんど進んでいないのが現状です。(出所)「議会改革白書2013」(廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編)などから作成。

2 議会の機能強化

・**議員提案による条例の増加** 市議会ですべてで議決されてきた条例は、ほとんどすべてが市長提案条例となっています。市民生活の向上のために必要な条例を議員が提案していくことが必要です。

・**議員間の政策討論の実現** 議員が公開の議場で討論をすることによって、市政の課題が何であるかをについて論点を明らかにすることが求められます。これにより、議会の政策能力が向上し、議会の透明性が高まります。

3 無駄のない議会

・**政務活動費の見直し** 議員一人当たり月額18万円(年間216万円、42人で年間9,072万円)を限度に支給されています。平成20年度から、領収書の添付などのルール化がされましたが、大学院の授業料・入学金の2分の1が政務調査費として認められるなど、常識からみて不相当と思われることもあります。

政務活動費の支出については、個々の議員の判断に任せられており、不適切な支出が指摘されることが少なくありません。政務調査費のあり方の改善し、第三者によるチェックの制度化を導入すべきです。

・**視察のありかたの再考** 川口市議会は、委員会の視察が年8回のほか、個人視察政視察に行きます。こうした視察は、視察の目的がはっきりしたものに限り、視察の成果は報告書として公開されるべきです。